

うちなーんちゅ応援プロジェクト (沖縄県新型コロナウイルス感染症防止対策)

支援金（小売業等）

【申請受付要項】

本支援金の内容について、申請方法や問合せ先が決まりましたので、ご案内いたします。

【対象者】

「小売業」、「旅行代理店（無店舗）」を営んでいる事業者
ただし、土産物屋、旅行代理店（店舗）など、別添「参考資料1（基本的に
休止を要請する施設）」の休止要請の対象を除く

※「感染症防止対策緊急支援金（飲食店）」、「感染症拡大防止協力金（休業
要請対象施設）」と重複して受給することはできません。

【受付期間】

令和2年5月15日（金）から同年6月30日（火）まで

【申請方法】

以下のいずれかの方法で申請することができます。

(1) オンライン提出の場合

沖縄県電子申請システムから提出することができます。

(URL)

https://s-kantan.jp/pref-okinawa-u/offer/offerList_detail.action?tempString=2020shienkin2

5月15日（金）9時から電子申請の受付を開始する予定です。

6月30日（火）23時59分までに送信を完了して下さい。

(2) 郵送での提出の場合

オンライン提出ができない場合には、申請書類を次の郵送先に提出することができます。6月30日（火）の消印有効です。

簡易書留など郵便物の追跡ができる方法をお勧めします。

(郵送先) 〒900-0004 沖縄県那覇市銘苅2-3-6 那覇市IT創造館4階
一般財団法人沖縄ITイノベーション戦略センター
支援金（小売業等）申請受付

※切手を貼付の上、裏面には差出人の住所及び氏名を必ずご記載ください。

※感染症防止拡大のため、直接持参することをご遠慮ください。

【問合せ先】

5月8日（金）～6月30日（火） 9:00～17:00

沖縄県支援金等相談センター 電話：098-851-9990（土日祝日含む）



みんなで未来を変えよう！沖縄5分の1アクション

I 支援金の概要

■趣旨

新型コロナウイルスによる感染が拡大する中、沖縄県は、「新型コロナウイルス感染症 沖縄県緊急事態宣言」（令和2年4月20日）を行い、事業者の皆様へ施設の使用停止や施設の営業時間の短縮（以下「休業等」といいます。）へのご協力をお願いいたしました（令和2年4月22日）。

感染症拡大の影響や、県からの自粛要請等により経済的な影響を受けている事業者のうち、「新型インフルエンザ等対策特別措置法（以下「特措法」といいます。）」に基づく休業要請の対象事業者とはならない「小売業」、「旅行代理店（無店舗）」で売上が減少している事業者を対象に、「沖縄県新型コロナウイルス感染症防止対策支援金（以下「支援金」といいます。）」を支給いたします。

■対象

「小売業」、「旅行代理店（無店舗）」を営んでいる事業者。

ただし、土産物屋、旅行代理店（店舗）など、別添「参考資料1（基本的に休止を要請する施設）」の休止要請の対象は除く。

※以下の支援金と重複して受給することはできません。

①感染症防止対策緊急支援金（飲食店）

②感染症拡大防止協力金（休業要請対象施設）

※各事業者の業態については、令和2年4月1日時点で判断します。

■受付期間

令和2年5月15日（金）から同年6月30日（火）まで

※6月30日（火）の消印有効

■支給額

1 事業者あたり一律10万円

II 申請要件

本支援金の申請要件は、次の全ての要件を満たす者（以下「申請者」といいます。）とします。

- 1 沖縄県内に主たる事業所又は従たる事業所を有する中小企業及び個人事業主等で、特措法に基づく休業要請の対象事業者とはならない「小売業」、「旅行代理店（無店舗）」を営んでいる事業者
- 2 次のいずれかの場合で、令和2年4月1日以前に営業を開始し、売上げが減少している事業者
 - （1）業歴が1年以上の場合

令和2年2月から同年5月までの間で、前年同月と比べいずれかの月について売上げが減少している事業者

(2) 業歴が1年未満の場合

令和2年4月又は5月の売上が、それ以前の月より減少している事業者

3 申請事業者の代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員等が沖縄県暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員に該当せず、かつ、将来にわたっても該当しないことが必要です。

また、上記の暴力団及び暴力団員が、申請事業者の経営に事実上参画していないことが必要です。

Ⅲ 申請手続き等

1 本支援金の申請に必要な書類等の入手・提出方法(オンライン又は郵送での提出)

(1) オンライン提出の場合

沖縄県電子申請システムから提出することができます。

(申請に係るその他の添付書類もファイルを添付して提出できます。)

(URL) https://s-kantan.jp/pref-okinawa-u/offer/offerList_detail.action?tempString=2020shienkin2

5月15日(金)9時から電子申請の受付を開始する予定です。

6月30日(火)23時59分までに送信を完了して下さい。

(2) 郵送での提出の場合

ア 申請書の入手方法

a 沖縄県ホームページ

以下のページからファイルをダウンロードして下さい。

(URL) <https://www.pref.okinawa.lg.jp/site/shoko/seisaku/kikaku/covid-19/keizaisiensaku.html>

沖縄県感染症防止対策支援金(小売業等)申請書兼口座振替依頼書

b 沖縄県内の関係機関

以下の機関において、5月15日(金)9時から入手することができます。

ただし、感染症拡大防止のため、対面での受付・説明は行いません。

ご不明な点は、沖縄県支援金等相談センター(851-9990)へお問合せをお願いします。

○沖縄県庁(1階県民ホール)、沖縄県北部合同庁舎(1階名護県税事務所内)

沖縄県中部合同庁舎(1階コザ県税事務所入口)、沖縄県宮古合同庁舎(2階総務課入口)

沖縄県八重山合同庁舎(2階総務課入口)

○各地域の商工会及び商工会議所

イ 申請書の提出方法

オンライン提出ができない場合には、申請書類を次の郵送先に提出することができます。

沖縄県内の関係機関において、5月15日（金）9時から入手することができます。

6月30日（火）の消印有効です。簡易書留など郵便物の追跡ができる方法をお勧めします。

（郵送先） 〒900-0004 沖縄県那覇市銘苅2-3-6 那覇市IT創造館4階
一般財団法人沖縄ITイノベーション戦略センター
支援金（小売業等）申請受付

※切手を貼付の上、裏面には差出人の住所及び氏名を必ずご記載ください。

※感染症拡大防止のため、直接持参することとはご遠慮ください。

また、直接、対面での受付・説明についても行っておりません。

2 申請書類

以下の（１）から（５）までの資料を提出して下さい。必要に応じて追加資料の提出及び説明を求めることがあります。また、申請書類の返却はいたしません。

（１） 新型コロナウイルス感染症防止対策支援金（小売業等）申請書兼口座振替依頼書

※「申請書兼口座振替依頼書」における個人事業主の整理番号については、把握していない場合は空欄で構いません。

（２） 口座の通帳の表紙及び表紙うら面の写し（口座番号及び名義人氏名（フリガナ含む）が確認できる箇所）

（３） 本人確認書類（写し）

※以下の①又は②のいずれか確認できる書類を１つ

①（法人）法人代表者の運転免許証・パスポート・保険証等の書類

②（個人）運転免許証、パスポート、保険証等の書類

（４） 売上げが減少していることの確認書類

※以下の①、②又は③のいずれか

①業歴が１年以上の場合

令和２年２月から同年５月までの間で、前年同月と比べ売上げが減少しているいずれかの月について、本年及び前年の該当月の売上額を確認できる以下の書類

ア 本年（売上が減少した月）の売上額：売上額を確認できる帳簿（様式は問わない）の写し

※該当月の日ごとの売上が確認出来る帳簿を提出してください。

イ 前年（売上を比較する月）の売上額：直近の確定申告書関係書類

（法人は次の（ア）と（イ）、個人事業主は次の（ウ）と（エ））

(ア) 確定申告書別表一の控え（税務署の受付印があるものの写し 1 枚、電子申告の場合は上部に「電子申告の日時」と「受付番号」の記載があるもの 1 枚）

(イ) 法人事業概況説明書（両面）2 枚の写し

(ウ) 確定申告書第一表の控え（税務署の受付印があるものの写し 1 枚、電子申告の場合は上部に「電子申告の日時」と「受付番号」の記載があるもの 1 枚）

(エ) 所得税青色申告決算書 2 枚の写し（白色申告の場合は不要）

※確定申告書の写しが無い場合、税務署の「申告書等閲覧サービス」で閲覧した確定申告書の写真でも受け付けます。なお、提出における取り扱いは以下のとおりです。

オンライン提出：画像データの保存形式は、pdf・jpg・jpeg・pngでお願いします。

郵送：A4サイズに拡大するなど、文字・数字が判別出来るようにしてください。

②業歴が1年未満の場合

令和2年4月又は5月の売上がそれ以前の月より減少していることについて、売上額を確認できる帳簿(様式は問わない)の写し

※該当月の日ごとの売上が確認出来る帳簿を提出してください。

③中小企業信用保険法第2条第5項に基づくセーフティーネット保証4号若しくは5号、又は同法第2条第6項に基づく危機関連保証の適用について市町村長から受けた認定書の写し

※新型コロナウイルス感染症の影響に対する認定書に限る

(5) 営業実態等の確認書類

※以下の①又は②のいずれか、及び③・④（①＋③＋④、又は②＋③＋④）

①法令等が求める営業に必要な許可等を取得していることがわかる書類の写し

②個人事業の開業・廃業等届出書（税務署の受付印があるものの写し）、法人登記簿の写し又は法人設立設置届出書（税務署の受付印があるものの写し）

※個人事業主においては、相当な理由により上記書類（個人事業の開業・廃業等届出書）が無い場合には、事業に係る納品書等を提出してください。

③店舗等の電気・水道・ガスのいずれかの利用実績が分かる書類（宛名、住所の記載のある検針票・領収書等の写し）※令和2年1月以降のいずれかの月の利用実績

④ア 小売業の場合：店舗等の外観及び内部写真（各1枚程度）

イ 小売業（無店舗）、旅行代理店（無店舗）の場合：自社のホームページを印刷したもの

3 支給の決定

本支援金の要件に合致することを申請書等により確認の上、支給します。

申請書の不備がなく、追加書類の提出や内容確認の連絡がない場合には、申請から10営業日程度で入金できる見込みです。

4 通知等

申請書類の審査の結果、本支援金を支給しない旨の決定をしたときは、後日、不支給に関する通知（不支給決定通知書）を送付いたします。

Ⅳ 手続きに関する問合せ

本支援金の申請等に関する不明点等に対応するため、以下のとおり相談をお受けします。

5月8日（金）～6月30日（火） 9：00～17：00（土日祝日含む）

沖縄県支援金等相談センター 電話：098-851-9990

Ⅴ その他

- 1 本支援金支給の決定後、申請要件に該当しない事実や不正等が発覚した場合、申請者は、本支援金を返還していただきます。
- 2 本支援金支出事務の円滑・確実な実行を図るため、必要に応じて、沖縄県は、必要な検査、報告又は是正のための措置を求めることがあります。

**※ 支援金の支給を装った
詐欺にご注意ください！！**

参考資料 1

【別紙 1】

○基本的に休止を要請する施設

種類	施設	休止要請	備考
遊興施設等	キャバレー	対象	【要請内容】 施設の使用停止及び催物の開催の停止を要請 （＝休業要請）
	ナイトクラブ	対象	
	バー	対象	
	スナック	対象	
	ダンスホール	対象	
	ダーツバー	対象	
	パブ	対象	
	性風俗店	対象	
	デリヘル	対象	
	アダルトショップ	対象	
	個室ビデオ店	対象	
	ネットカフェ	対象	
	漫画喫茶	対象	
	ライブハウス	対象	
	カラオケボックス	対象	
	射的場	対象	
	場外馬（車・舟）券場	対象	
大学・学習塾等	大学	対象	【床面積の合計が1,000平方メートル超の施設】 施設の使用停止及び催物の開催の停止を要請 （＝休業要請） 【床面積の合計が1,000平方メートル以下の施設】 施設の使用停止及び催物の開催の停止について協力を依頼（特措法によらない協力の依頼）。ただし、100平方メートル以下の施設については、営業を継続する場合にあっては、適切な感染防止対策の徹底を依頼
	専修学校（高等専修学校を除く）・各種学校	対象	
	専門学校	対象	
	日本語学校	対象	
	外国語学校	対象	
	インターナショナルスクール	対象	
	自動車教習所	対象	
	学習塾	対象	
	英会話教室	対象	
	音楽教室	対象	
	囲碁・将棋教室	対象	
	生け花・茶道教室	対象	
	書道教室	対象	
	そろばん教室	対象	
	その他の教室（バレエ、絵画、体操等）	対象	
	オンライン授業	対象外	
	家庭教師	対象外	

運動・遊技 施設	体育館	対象	【要請内容】 施設の使用停止及び催物の開催の停止を要請 （＝休業要請） ※屋内施設は、使用停止の要請の対象とする。 ☆屋外運動施設の観客席部分については、使用 停止の要請の対象とする。
	屋内・屋外水泳場	対象	
	ボウリング場	対象	
	スケート場	対象	
	柔剣道場・空手道場・拳法道場	対象	
	スポーツクラブ	対象	
	ホットヨガ、ヨガスタジオ	対象	
	マージャン店	対象	
	パチンコ屋	対象	
	ゲームセンター	対象	
	テーマパーク	対象	
	遊園地	対象	
	ゴルフ練習場（※）	対象外	
	バッティング練習場（※）	対象外	【要請内容】 施設の使用停止及び催物の開催の停止を要請 （＝休業要請） ※屋内施設は、使用停止の要請の対象とする。 ☆屋外運動施設の観客席部分については、使用 停止の要請の対象とする。
	陸上競技場（☆）（※）	対象外	
	野球場（☆）（※）	対象外	
	テニス場（☆）（※）	対象外	
	弓道場（※）	対象外	
劇場等	劇場	対象	【要請内容】 施設の使用停止及び催物の開催の停止を要請 （＝休業要請）
	観覧場	対象	
	プラネタリウム	対象	
	映画館	対象	
	演芸場	対象	
集会・展示 施設	集会場	対象	【要請内容】 施設の使用停止及び催物の開催の停止を要請 （＝休業要請）
	公会堂	対象	
	展示場	対象	
	貸会議室	対象	
	文化会館	対象	
	多目的ホール	対象	
	博物館	対象	【床面積の合計が1,000平方メートル超の施設】 施設の使用停止及び催物の開催の停止を要請 （＝休業要請） 【床面積の合計が1,000平方メートル以下の施設】 施設の使用停止及び催物の開催の停止について 協力を依頼（特措法によらない協力の依頼）
	美術館	対象	
	図書館	対象	
	ホテル（集会の用に供する部分に限る。）	対象	
	旅館（集会の用に供する部分に限る。）	対象	
	科学館	対象	
	記念館	対象	
	水族館	対象	
	動物園	対象	
	植物園	対象	

集会・展示 施設	神社	対象外	【要請内容】 施設の使用停止及び催物の開催の停止を要請 (＝休業要請)
	寺院	対象外	
	教会	対象外	
商業施設	ペットショップ（ペットフード売り場を除く）	対象	【床面積の合計が1,000平方メートル超の施設】 施設の使用停止及び催物の開催の停止を要請 (＝休業要請) 【床面積の合計が1,000平方メートル以下の施設】 施設の使用停止及び催物の開催の停止について 協力を依頼（特措法によらない協力の依頼）。 ただし、100平方メートル以下の施設については、 営業を継続する場合にあっては、適切な感染 防止対策の徹底を依頼
	ペット美容室（トリミング）	対象	
	宝石類や金銀の販売店	対象	
	住宅展示場 （集客活動を行い、来場を促すもの）	対象	
	古物商（質屋を除く。）	対象	
	金券ショップ	対象	
	古本屋	対象	
	おもちゃ屋	対象	
	囲碁・将棋盤店	対象	
	DVD/ビデオショップ	対象	
	DVD/ビデオレンタル	対象	
	アウトドア用品、スポーツグッズ店	対象	
	ゴルフショップ	対象	
	土産物屋	対象	
	旅行代理店（店舗）	対象	
	アイドルグッズ専門店	対象	
	ネイルサロン	対象	
	スーパー銭湯	対象	
	岩盤浴	対象	
	サウナ	対象	
	まつ毛エクステンション	対象	
	エステサロン	対象	
	日焼けサロン	対象	
	脱毛サロン	対象	
	写真屋	対象	
	フォトスタジオ	対象	
	美術品販売	対象	
	展望室	対象	

文教施設	幼稚園	対象	【要請内容】 原則として施設の使用停止及び催物の開催停止を要請
	小学校	対象	
	中学校	対象	
	義務教育学校	対象	
	高等学校	対象	
	高等専修学校	対象	
	高等専門学校	対象	
	中等教育学校	対象	
	特別支援学校	対象	

【別紙２】

○基本的に対象外の施設

種類	施設	休止要請	備考
○社会福祉施設等			
社会福祉施設等	保育所等（幼保連携型認定こども園を含む）	対象外	【要請内容】
	学童クラブ	対象外	必要な保育等を確保した上で適切な感染防止対策の協力を要請
	障害児通所支援事業所	対象外	
上記以外の児童福祉法関係の施設	上記以外の児童福祉法関係の施設	対象外	【要請内容】
	障害福祉サービス等事業所	対象外	適切な感染防止対策の協力を要請
	老人福祉法・介護保険法関係の施設	対象外	
	婦人保護施設	対象外	
	その他の社会福祉施設	対象外	
○社会生活を維持する上で必要な施設			
医療施設（※）	病院	対象外	【要請内容】
	診療所	対象外	適切な感染防止対策の協力を要請 ※国家資格有資格者が治療を行うもの以外の施設は使用停止の要請の対象とする。
	歯科	対象外	
	薬局	対象外	
	鍼灸・マッサージ	対象外	
	接骨院	対象外	
	柔道整復	対象外	
生活必需物資 販売施設	卸売市場	対象外	【要請内容】
	食料品売り場（※）	対象外	適切な感染防止対策の協力を要請 ※移動販売店舗を含む。
	コンビニエンスストア	対象外	
	百貨店（生活必需品売場）	対象外	
	スーパーマーケット	対象外	
	ホームセンター（生活必需品売場）	対象外	
	ショッピングモール（生活必需品売場）	対象外	
	ガソリンスタンド	対象外	
	靴屋	対象外	
	衣料品店	対象外	
	雑貨屋	対象外	
	文房具屋	対象外	
	酒屋	対象外	
	食事提供施設	飲食店	
料理店		対象外	適切な感染防止対策の協力を要請、営業時間短縮の協力を要請※営業時間の短縮については、これまで夜8時以降から朝5時までの間に営業している店舗に対して、朝5時から夜8時までの間の営業を要請し、酒類の提供は夜7時までとすることを要請。（宅配・テイクアウトを除く。）
和菓子・洋菓子店		対象外	
タピオカ屋		対象外	
喫茶店		対象外	
居酒屋		対象外	
住宅・宿泊施設	ホテル（集会の用に供する部分を除く）	対象外	【要請内容】
	カプセルホテル	対象外	適切な感染防止対策の協力を要請
	旅館（集会の用に供する部分を除く）	対象外	
	民泊	対象外	
	共同住宅	対象外	
	寄宿舍	対象外	
	下宿	対象外	
	ラブホテル	対象外	
	ウィークリーマンション	対象外	

交通機関等	バス	対象外	【要請内容】 適切な感染防止対策の協力を要請
	タクシー	対象外	
	レンタカー	対象外	
	モノレール	対象外	
	船舶	対象外	
	航空機	対象外	
	物流サービス（宅配等を含む）	対象外	
工場等	工場	対象外	【要請内容】 適切な感染防止対策の協力を要請
	作業場	対象外	
金融機関・ 官公署等	銀行	対象外	【要請内容】 適切な感染防止対策の協力を要請
	消費者金融	対象外	
	ATM	対象外	
	証券会社	対象外	
	保険代理店	対象外	
	各種事務所	対象外	
	官公署	対象外	
その他	理髪店	対象外	【要請内容】 適切な感染防止対策の協力を要請 ※物価統制令の対象となるもの
	美容院	対象外	
	銭湯（公衆浴場）（※）	対象外	
	貸倉庫	対象外	
	郵便局	対象外	
	メディア	対象外	
	貸衣装屋	対象外	
	不動産屋	対象外	
	結婚式場（貸衣装含む）	対象外	
	葬儀場・火葬場	対象外	
	質屋	対象外	
	獣医	対象外	
	ペットホテル	対象外	
	たばこ屋（たばこ専門店）	対象外	
	ブライダルショップ	対象外	
	本屋	対象外	
	自転車屋	対象外	
	家電販売店	対象外	
	園芸用品店	対象外	
	修理店（時計、靴、洋服等）	対象外	
	鍵屋	対象外	
	100円ショップ	対象外	
	家具屋	対象外	
	自動車販売店、カー用品店	対象外	
	花屋	対象外	
	ランドリー	対象外	
	クリーニング店	対象外	
	ごみ処理関係	対象外	